

# お 知 ら せ

平成27年12月15日  
東北電力株式会社

当社原子力発電所中央制御室床下におけるケーブルの不適切な敷設状態について

当社は、他社原子力発電所の中央制御室床下において、ケーブル<sup>※1</sup>および分離板<sup>※2</sup>に不適切な設置状態が確認されたこと<sup>※3</sup>を踏まえ、当社原子力発電所においても同様の状態がないか点検することとしておりました。

女川原子力発電所3号機および東通原子力発電所1号機について、平成27年12月14日より点検を実施していたところ、同日、ケーブルが不適切に敷設されていることを、それぞれ1箇所確認しました。

具体的には、本来、火災防護のため安全区分の異なるケーブルは分離板によりエリアを区分して敷設すべきところ、女川原子力発電所3号機において、非安全系の通信ケーブルが分離板を貫通して敷設されており、当該貫通部に適切な防火処理がなされていない状態を確認しました。また、東通原子力発電所1号機においては、分離板が、本来の設置位置からずれている状態を確認しました。

詳細は、別紙のとおりです。

なお、当社では、安全系のケーブルに難燃性の素材を使用していること、および中央制御室に常駐する運転員による火災の早期発見・消火が可能であること等から、万が一、火災が発生した場合でも複数の安全系ケーブルへの延焼は防止できるものと考えています。

当社としましては、引き続き残りの箇所の点検を進めるとともに、不適切な状態を確認した箇所については、適切な処置を講じてまいります。また、点検結果および処置の内容については、取り纏まり次第、改めてお知らせします。

以 上

<添付資料>

- (別紙1) 女川原子力発電所3号機 ケーブルの不適切な敷設状態 (概要図)
- (別紙2) 東通原子力発電所1号機 ケーブルの不適切な敷設状態 (概要図)

## ※1 ケーブル

原子炉緊急停止系や非常用炉心冷却系等の制御・監視等を行うケーブル(安全系ケーブル)およびそれ以外のタービン制御・監視等を行うケーブル全て(非安全系ケーブル)

## ※2 分離板

安全系と非安全系のケーブルは、火災が発生した際の安全系ケーブルへの延焼防護のため、中央制御室床下のスペース(ケーブルピット)を不燃性の分離板で区分し、それぞれのスペースに敷設する設計としている

- ※3 東京電力柏崎刈羽原子力発電所6号機の中央制御室床下に敷設しているケーブルおよび分離板に不適切な設置状態が確認されたもの。安全系ケーブルと非安全系ケーブルを区分する分離板を除去したこと、または分離板が破損したことにより、両ケーブルが混在して敷設される等、不適切な設置状態となっていた